

○中部地方整備局告示第三十八号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月九日

中部地方整備局長 富田 英治

第1 起業者の名称 中部電力株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線遠江浜松線保全事業（静岡県浜松市北区初生町地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 静岡県浜松市北区初生町地内
- 2 使用の部分 静岡県浜松市北区初生町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県浜松市北区都田町字神郷地地内から同市中区幸地内までの亘長14.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする特別高圧送電線遠江浜松線保全事業（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）（以下「電気事業法」という。）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である中部電力株式会社は、電気事業法第3条に規定する一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気の供給義務を負っている。

また、本件事業に要する経費については、自己資金により調達している。

以上のことから、起業者は本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、遠江変電所（静岡県浜松市北区都田町字神郷地内）から浜松変電所（静岡県浜松市中区幸地内）に154kVの特別高圧送電線で電力を供給している既存送電線の遠江浜松線を保全する事業である。

現在、浜松市方面の電力は、遠江変電所、浜松変電所及び磐田変電所（静岡県磐田市大字大久保字安井谷地内）から供給しているが、遠江浜松線を撤去することとなれば、遠江変電所から浜松変電所への電力輸送ができなくなり、浜松変電所から77kV送電線により供給している電力需要の一部を遠江変電所及び磐田変電所からの供給に切り替えたとしても、浜松市方面の電力供給に支障をきたすことになる。

本件事業の施行により、浜松市中心部方面に対して引き続き安定した電力供給をすることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、特別高圧送電線遠江浜松線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設のための工事は行われない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

本件事業が果たしている電力の円滑な供給を確保するための手法として、本件事業のルートについては、既存ルート案（以下「申請案」という。）のほか、本送電線のルートを東側に振る案、本送電線のルートを西側に振る案の3案で検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、他の2案とも鉄塔を新設するための土地が新たに必要となること、また、送電線の停止が必要となることから、極めて不経済であり適切な手法とはいえない。

よって、地域の自然環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると、本件区間の施設をそのまま使用する本件事業の

ルートが最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業に基づき特別高圧送電線を確保できなければ、浜松市中心部方面に安定した電力を供給することが困難となる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県浜松市北区役所
及び同県浜松北地域自治センター